

石川県公立高等学校第 1 学年入学者募集における学力検査等において 特別な配慮を必要とする生徒の申請フローチャート

特別な配慮を希望

合理的配慮(問題文の読み上げなど)について

- 申請内容によっては、受験においての公平性を担保するため、「医師や専門家からの助言」や「客観的なデータ」などに基づいて中学校で行った**合理的配慮の記録**(試験結果や生徒本人の取組状況など)が必要です。※申請までに**1年以上の実績**があることが望ましい。
- 受験者の状況に応じた対応になります。

配慮事項

※以下の項目は募集要綱に記載のもの

ア～キ
の項目

- | | | |
|-------------------------|-------------------------|-----------------------|
| ア 座席の移動 | イ 別室受験 | ウ 放送による諸注意等の文書による提示 |
| エ 問題用紙の拡大 | オ 拡大鏡の使用 | カ 車椅子による受験 |
| キ CDプレイヤーの使用(別室) | ク 「聞くことの検査」の口話法での実施(別室) | コ 漢字にひらがなのルビを振った問題の使用 |
| ケ 「聞くことの検査」に代わる筆記問題(別室) | シ その他 | |
| サ 問題文の読み上げ(別室) | | |

ク～シの項目

9月
以降

在籍中学校長を通じて教育委員会に**事前相談***1

※教育委員会…県立高等学校を志願する場合は、県教育委員会
市立高等学校を志願する場合は、市教育委員会のこと。以下同じ。

事前相談に関する回答(教育委員会→在籍中学校長→受検者・保護者)

※相談内容によっては、回答に時間を要することがあります。

11月
月上旬

石川県公立高等学校入学者募集要綱で申請手続等 を確認(※要綱は県のホームページに掲載)

12月
～
出願開
始日の
1週間
前まで

在籍中学校長を通じて志願先高等学校長(志願先未定 の場合は教育委員会)に**申請手続***2

教育委員会等において協議

配慮の可否を回答

(申請手続先(志願先高等学校長又は教育委員会)
→ 在籍中学校長 → 受検者・保護者)

※申請内容によっては、回答に時間を要することがあります。

事前相談*1

◆在籍中学校長を通じて教育委員会にご相談ください。内容によっては、事前相談が不要場合がありますが、判断に迷う場合は必ずご連絡ください。

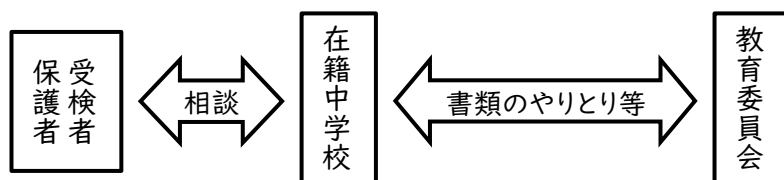
●申請期間：9月以降

●「事前相談シート」及び「必要書類※」を在籍中学校長を通じて、教育委員会に連絡後、提出してください。

※配慮の必要性と妥当性がわかる資料

- ・ 障害の程度や状況がわかるもの（医師の診断書や検査結果の写し など）
- ・ 配慮の内容がわかるもの（個別の教育支援計画の写し など）
- ・ 配慮の記録（試験結果や生徒本人の取組状況 など）

（受検者の状況によって必要となる資料が異なることもあるため、ご相談ください。）



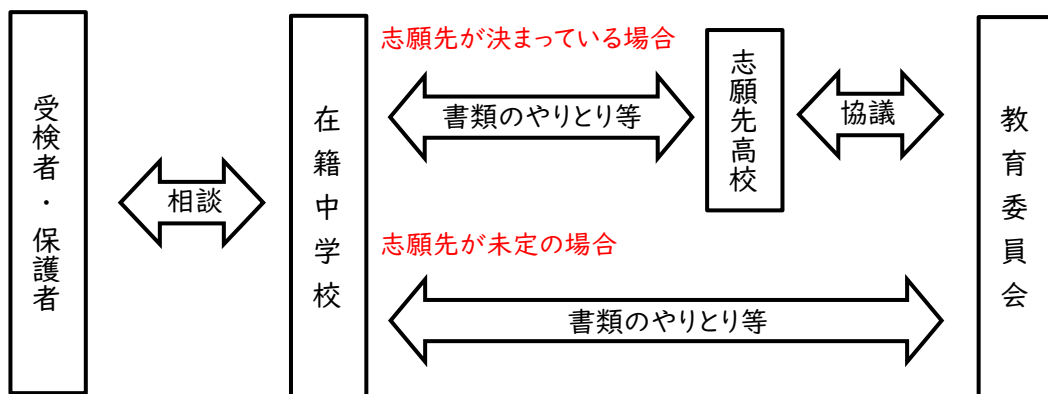
◆内容によっては、回答に時間を要することもあるため、早めにご相談ください。

申請手続*2

●申請期間：12月から出願開始日の1週間前まで

●「学力検査等に関する特別配慮事項申請書」及び「必要書類」を在籍中学校長を通じて、志願先高等学校長（志願先未定の場合は、教育委員会）に提出してください。

（必要書類については、事前相談でそろっている場合、再度の提出は不要です。）



◆申請内容によっては、志願先高校の施設・設備等の確認が必要なため、回答に時間を要することがあります。